

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 甲賀市宿泊基本計画

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者並びに一般観覧者（以下、「大会参加者」という。）をおもてなしの心で温かく迎え、大会参加者が最良のコンディションで十分な活躍ができるよう万全を期するために、県の「宿泊基本方針」に基づき、快適な宿舎および衛生面、栄養面で良好な食事の提供に努める。

2 内容

(1) 宿舎

ア 大会参加者の宿舎は、原則として市内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル、及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。

イ 市内の旅館で大会参加者の収容が困難な場合は、県、関係機関・団体等と協議の上、近隣市町の旅館等を利用することで、収容に努めることとする。

ウ 風紀上、衛生上および安全対策上支障があると認められる宿舎は利用しない。

(2) 配宿

ア 選手・監督および競技会に関わる役員（以下、「選手・監督等」という。）の配宿は、競技会場および練習会場までの交通状況を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。ただし、近隣市町の旅館等に配宿する場合及び選手・監督等を除く大会参加者の配宿は、県と協議して行う。

イ 選手・監督の宿舎は、都道府県別、競技別、競技種別および男女別を考慮して割り当てる。

(3) 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体との間で協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定されたものを適用する。

(4) 食事

大会参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスがよく、豊かな自然に恵まれた地元の食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

3 その他

第24回全国障害者スポーツ大会にかかる業務については、県と協議の上実施する。